

外国籍選手の登録に関する規程

施行日：平成30年11月21日

第1条〔目的〕

本規程は、Vリーグ機構規約およびVリーグ機構登録規程に基づき、一般社団法人日本バレーボールリーグ機構（以下、「Vリーグ機構」という）への外国籍選手の登録に関する事項を定めることを目的とする。

第2条〔国際移籍の取り扱い〕

- (1) 外国籍選手を、チームの構成員（選手）としてVリーグ機構へ登録する場合は、国際バレーボール連盟（以下、「FIVB」という）の規程に則り、正規の方法で、当該国のバレーボール協会（以下、「NF」という）と公益財団法人日本バレーボール協会（以下、「JVVA」という）との間で国際移籍に関する手続き（以下、「ITC」という）が完了していなければならない。
- (2) 前項に関わらず、NFの登録メンバーであったことが一度もない選手については、ITCは不要とする。

（参考）FIVB SPORTS REGULATIONS (Mar 2009) SECTION-2 CHAPTER1 1.6.1.3 抜粋

These Rules apply to all international transfers of players who are either licensed or members of an NF affiliated to the FIVB.

- (3) 前項のNF登録歴の有無は、当該選手の登録を希望するチームの責任で確認する。
- (4) ITCの手続きは、FIVB、当該国のNFおよびJVVAの間で行なわれるものであり、その手続きの適合性について、Vリーグ機構は関与しない。

第3条〔外国籍選手の定義〕

Vリーグ機構に登録する外国籍選手を次の4種類に区分し定義する。

①A登録外国籍選手

日本国籍を有せず、下記の条件のいずれにも該当しない選手

- i) 日本で出生し引き続き日本で生活をしている外国籍選手
- ii) B登録外国籍選手
- iii) C登録外国籍選手

②B登録外国籍選手

20歳以上で、次の条件をすべて満たし、かつ日本への帰化の意思があり3年以内に帰化が許可される見込みの外国籍選手

- i) 日本において3年以上の就学実績を有する。
- ii) 当該チームの所属選手としてチームの管理・監督が及ぶ状態で、1年以上の就労実績がある。
- iii) 日本のバレーボール界およびVリーグの競技力向上に寄与し、チームの中心選手として

の活躍が期待できる。

③C登録外国籍選手

アジアバレーボール連盟（以下、「AVC」という）に属する組織のうち、Vリーグ機構が指定した組織に所属する選手で、次のいずれにも該当しない選手

- i) 日本で出生し引き続き日本で生活をしている外国籍選手
- ii) A登録外国籍選手
- iii) B登録外国籍選手

④日本で出生し引き続き日本で生活している外国籍選手は、日本国籍選手と同等の扱いとする。

第4条 [A登録外国籍選手の登録]

- (1) A登録外国籍選手は、B登録外国籍選手およびC登録外国籍選手とは別に、1チームあたり1名に限り構成員として登録することができる。
- (2) A登録外国籍選手は、国際バレーボール連盟（以下、「FIVB」という）が定める規程に則り、構成員登録に関する諸手続きが完了していなければならない。
- (3) A登録外国籍選手は、当該チームの構成員として公益財団法人日本バレーボール協会（以下「JVA」という）に競技者登録を行わなければならない。

第5条 [B登録外国籍選手の登録]

- (1) B登録外国籍選手は、A登録外国籍選手およびC登録外国籍選手とは別に、1チームあたり1名に限り構成員として登録することができる。
- (2) B登録外国籍選手の登録を行う場合、チームは第6条および第7条に則りVリーグ機構へ申請し、登録の承認を得なければならない。
- (3) B登録外国籍選手は、FIVBが定める規程に則り、構成員登録に関する諸手続きが完了していなければならない。
- (4) B登録外国籍選手は、当該チームの構成員としてJVAに競技者登録を行わなければならない。

第6条 [C登録外国籍選手の登録]

- (1) C登録外国籍選手はA登録外国籍選手およびB登録外国籍選手とは別に、1チームあたり1名に限り構成員とすることができる。
- (2) C登録外国籍選手の登録を行う場合、チームは第9条に則りVリーグ機構へ申請し、登録の承認を得なければならない。
- (3) C登録外国籍選手は、FIVBが定める規程に則り、構成員登録に関する諸手続きが完了していなければならない。
- (4) C登録外国籍選手は、当該チームの構成員としてJVAに競技者登録を行わなければならない。

第7条 [B登録外国籍選手の申請]

- (1) B登録外国籍選手の登録を行う場合、チームは「B登録外国籍選手登録申請書(別紙-1)」に必要事項を記入の上、その他必要書類とともにVリーグ機構に提出し、審査を受けなければならない。
- (2) 直前のシーズンにおいて、B登録外国籍選手として承認された選手を当該シーズンも継続して登録を行う場合、チームは「B登録外国籍選手登録申請書(別紙-1)」に必要事項を記入の上、前項の必要書類に加え、Vリーグでの活動実績に関する資料を提出しなければならない。
- (3) 新規または継続のいずれの場合においても、チームは当該シーズンの登録選手を、原則として当該年度の7月1日までにVリーグ機構へ申請しなければならない。

第8条 [B登録外国籍選手の審査]

- (1) チームより申請されたB登録外国籍選手の登録の可否を判定するために、Vリーグ機構にB登録外国籍選手審査委員会(以下、「審査委員会」という)を設置する。
- (2) 審査委員会の委員長は、原則としてVリーグ機構代表理事会長が務める。ただし、代表理事会長は理事の中から委員長を指名することができる。
- (3) 審査委員は、次を参考に委員長が指名する。
 - ①競技・運営担当理事
 - ②法務・コンプライアンス担当理事
 - ③スポーツ政策・リサーチ&デベロップメント担当理事
 - ④事務局担当理事(事務局長)
 - ⑤必要に応じて委員長指名の外部委員
- (4) 審査委員会は、B登録外国籍選手の新規および継続登録の申請に対して、書類審査、面接審査および総合審査を行い、登録の可否を判定する。なお、登録の承認には出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。
 - ①書類審査
 - i) 申請書類の確認(抜け、漏れがないか)
 - ii) 帰化が許可される可能性の確認(弁護士、行政書士の意見書のウェイトが高い)
 - iii) 本人意志の確認(帰化、Vリーグ参加、全日本代表候補に選抜された場合の対応、ペナルティに対する同意等)
 - iv) チームの意思確認(帰化の保証、本人が善良な人物であることの保証、ペナルティに対する同意等) 等
 - ②面接審査
 - i) 申請書類記載内容の確認
 - ii) 本人意思・熱意の確認
 - iii) コミュニケーション能力の確認 等

③総合審査

- i) Vリーグ機構の競技力、活性化に寄与すること及び将来的に全日本選手となりうる資質を有していること
- (5) 審査委員会は、申請書類やB登録外国籍選手の活動に不備がある場合は、コンプライアンス委員会の判断を仰がなければならない。

第9条 [帰化が実現しない場合の罰則]

- (1) 法務局への帰化申請が可能な状態であるにも関わらず、当該選手が帰化申請を行なわなかった場合、コンプライアンス委員会は次の制裁を課す。
 - ①当該選手は、以降3シーズン（当該年度を含む）にわたりVリーグ機構への登録を認めない
 - ②当該チームは、以降3シーズン（当該年度を含む）にわたりB登録外国籍選手の登録を認めない
- (2) 継続申請の審査において、第7条4項の不備があった場合についても、コンプライアンス委員会は前項に準ずる制裁を課す場合がある。
- (3) 当該選手は帰化申請を行ったにもかかわらず、法務局で承認されなかった場合（受理されなかった場合を含む）は、原則として制裁の対象としない。
- (4) コンプライアンス委員会は、本条のいずれの場合に対しても、帰化が実現しない事情を考慮し制裁の軽減、免責および追加をすることができる。

第10条 [C登録外国籍選手の詳細]

- (1) Vリーグ機構は、C登録外国籍選手をアジア戦略の一環として採用する。
- (2) C登録外国籍選手の適用範囲および対象国は、運営会議または代表幹事会の発議に基づき理事会にて決定する。
- (3) C登録外国籍選手の適用範囲および対象国は少なくとも2シーズンを通して同一のルールで行い、変更する場合は適用開始シーズンの前年度12月末日までに決定する。
- (4) C登録外国籍選手に関するルールは、男女またはディビジョンで異なる運用を認める。
- (5) C登録外国籍選手の登録を行う場合、チームは対象国のナショナルフェデレーションの登録証明書をVリーグ機構へ提出し、審査を受けなければならない。その後、移籍に必要な正当な手続きを行う。

第11条 [外国籍選手の変更]

- (1) 諸事情により外国籍選手の契約を解除する場合、当該リーグのレギュラーラウンドにおける1レグ終了までに、Vリーグ機構に「A登録外国籍選手変更届（別紙-2）」と「離籍届」を提出することで、A登録外国籍選手に限り変更することができる。なお、変更前に登録されていたA登録外国籍選手は、本書類がVリーグ機構へ提出された時点でVリーグ機構が主催する公式試合への出場はできなくなる。

- (2) 前項の書類を提出後、チームは変更後のA登録外国籍選手をF I V BおよびJ V Aが定める規程に則り、構成員登録に関する諸手続を完了しなければならない。
- (3) チームは、当該シーズンのレギュラーラウンド終了までに前項の手続きを完了しなければならない。手続が完了しなかった場合は、変更後のA登録外国籍選手の登録は無効となる。
- (4) Vリーグ機構へ「離籍届」を提出した外国籍選手は、当該シーズンにおいて再度登録することはできない。
- (5) 試合方式が変更となった場合、A登録外国籍選手の変更可能期間に関する事項は、運営会議の発議に基づき理事会にて決定する。

第12条 [外国籍選手の移籍]

- (1) A登録外国籍選手およびC登録外国籍選手は、F I V Bが定める規定に則り手続きを行うことで移籍を認める。
- (2) B登録外国籍選手の他チームへの移籍は認めない。

第13条 [改正]

本規程の改正は、運営会議の発議に基づく理事会の決議により、これを行う。

附則

1. 本規程は、平成30年1月1日から適用する。

<改定履歴>

平成30年11月21日 平成30年11月21日の理事会にて、外国籍選手種別の追加に伴い、第3条に「C登録外国籍選手」に関する記載を追加した。また、別紙に規定されていた国際移籍の取扱い(第2条)、B登録外国籍選手の審査委員会(第8条)に関する事項を本規程に記載した。

〈別紙 - 1〉

B登録外国籍選手登録申請書
(新規・継続)

一般社団法人日本バレーボールリーグ機構
代表理事会長 _____ 殿

このたび、当チームに所属する下記の選手につきまして、将来の帰化の意志が固いことを確認致しましたので、Vリーグ機構登録規程第 11 条のB登録外国籍選手としての登録（新規・継続）を申請いたします。

なお、法務局への帰化の申請が可能になったときは、速やかに帰化申請を行ないます。

B登録外国籍選手登録予定選手

氏名	日本文	姓		名	
	英文	姓		名	
国籍					
生年月日(年齢)	西暦 年 月 日 生れ (歳)				
日本でのプレー歴 (留学学校名など)					

平成 年 月 日

チーム名 _____

代表者(部長) _____ 印

〈別紙 - 2〉

A登録外国籍選手変更届

一般社団法人日本バレーボールリーグ機構

代表理事会長 _____ 殿

このたび、当チームの下記A登録外国籍選手について、変更をさせていただきたく申請致します。

(変更選手)

(姓)	(名)
(英文姓)	(英文名)
(変更理由)	

(変更後選手)

(姓)	(名)
(英文名)	(英文名)
(国籍)	(移籍前チーム)
(身長)	(体重)
(指高)	(最高到達点)
(S J)	(ポジション)
(球歴)	

平成 年 月 日

チーム名 _____

代表者 (部長) _____ 印

外国籍選手の登録に関する規程

<参考資料>

B登録外国籍選手登録申請における提出書類リスト

【本人作成分】

1. 親族の概要を記載した書面
2. 履歴書
* 学生時代の戦歴、V出場希望理由、全日本代表候補に選抜された場合の対応についても詳細に記載する
3. 帰化の動機書（自筆）
4. 国籍・身分関係を証する書面（国籍証明書、本国の戸籍謄本、旅券の写し等）
5. 住所証明書（外国人登録原票記載事項証明書等）
6. 宣誓書
7. 生計の概要を記載した書面
8. 事業の概要を記載した書面
9. 在勤及び給与証明書
10. 卒業証明書、在学証明書（または通知表写し）
11. 源泉徴収票、納税証明書
12. 確定申告書、決算報告書、許認可書等の写し
13. 運転記録証明書（又は運転免許経歴証明書）
14. 技能、資格を証する書面（運転免許証の写し（表・裏）も含む）
15. 居住・勤務先、事業所付近の略図

----- 【以上、帰化申請時法務局への提出が必要な書類】 -----

16. 帰化申請実施の誓約書
17. ペナルティへの同意書

【チーム作成分】

1. 外国籍選手B枠登録申請書
2. 保証書（本人の帰化意志の保証及び本人が善良な人物であることの保証）
3. ペナルティへの同意書
4. 弁護士もしくは行政書士による帰化見込みに関する意見書
5. 国際移籍証明書（ITC. 外国籍選手B枠登録としてVリーグ登録を行うまでに提出）

<継続申請時>

6. Vリーグでの活動実績
7. 前年度申請時との相違点の有無とその説明